

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、不当要求情報管理機関（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十二条の三第二項第八号に規定する不当要求情報管理機関をいう。以下同じ。）の登録に関し必要な事項を定めることにより、不当要求情報管理機関の業務の適正な実施に資することを目的とする。</p> <p>（登録の要件）</p> <p>第三条 登録の要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 役員（当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体以外の者である場合にあつては、その主要な職員をいい、当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体に置かれた機関である場合にあつては、当該団体の役員を含む。次条第二項第三号及び第四号において同じ。）のうち次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 暴力的不法行為等（法第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）又は法第八章（法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、不当要求情報管理機関（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十二条の三第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。以下同じ。）の登録に関し必要な事項を定めることにより、不当要求情報管理機関の業務の適正な実施に資することを目的とする。</p> <p>（登録の要件）</p> <p>第三条 登録の要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 役員（当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体以外の者である場合にあつては、その主要な職員をいい、当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体に置かれた機関である場合にあつては、当該団体の役員を含む。次条第二項第三号及び第四号において同じ。）のうち次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 暴力的不法行為等（法第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）又は法第八章（法第五十条（第二号に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二～四（略）</p>